

# 利 用 許 諾 条 項

## （利用許諾）

1. (1) 三朝町（以下「町」という。）は、映画「三朝少年物語」上映許可申請書（以下「申請書」という。）を提出した申込者に対し、催物開催日時点において、町が管理する映像著作物（以下「管理著作物」という。）を申請書記載の範囲内において上映利用することを許諾します。  
この場合、町は、申込者に対して、映画「三朝少年物語」上映利用許諾書を交付します。
- (2) 申込者は、催物開催会場において、映画「三朝少年物語」上映利用許諾書の掲示を行うものとします。

## （禁止行為）

2. (1) この管理著作物を、無断で複製、上映、レンタル（有償・無償を問わず）することは法律によって一切禁止されています。
- (2) 申込者は、前項の許諾に基づく管理著作物を利用する権利を他に譲渡することはできません。

## （申請書の提出等）

3. (1) 申込者は、申込書に必要事項を記載し、開催内容がわかる資料（次第、プログラム等）を添付して催物開催日の5日前までに町に提出するものとします。  
ただし、申込者がやむを得ない事由で期限までに提出できない場合は、申込者と町が協議を行い利用許諾の決定を行うものとします。
- (2) 申込者の都合により、前項の申請書に記載した内容を変更して利用する場合は、遅滞なく変更する内容を町に報告するものとします。

## （利用料について）

4. 本作品の上映にかかる利用料については無償とします。

## （著作者人格権の尊重）

5. 申込者は、管理著作物を上映利用するにあたり、著作者の意に反して管理著作物を変更、切除その他改変したり、または著作者の名誉若しくは声望を害するなどして著作者人格権を侵害しないよう留意するものとします。

## （利用状況等の報告及び調査）

6. 申込者は、催物における管理著作物の利用状況について、町に対し、別紙の映画「三朝少年物語」上映利用報告書を提出するものとします。

## （許諾の取り消し等）

7. 町は、申込者が本許諾条項に違反したとき、または、違反するおそれのあるときは、申込者に対し、催告することなく直ちに利用許諾を取り消すことができるものとします。

## （個人情報の利用目的）

8. 町は取得した申込者の個人情報は、音楽文化の振興及び著作権思想の普及に関する事業における企画の検討・実施、調査研究及び広報の目的以外では利用いたしません。